第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市上中町岡地内から同市下大野町渡り上り地内までの延長468mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道阿南勝浦線改築工事（下大野工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道阿南勝浦線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により徳島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により徳島県が道路管理者であること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である徳島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、阿南市宝田町平岡地内の県道大林津乃峰線（旧一般国道55号）との接続点を起点とし、小松島市**櫛**渕町を経て、徳島県勝浦郡勝浦町沼江地内の県道徳島上那賀線との接続点を終点とする延長約9.6kmの主要幹線道路であり、阿南市と勝浦郡勝浦町を結ぶ生活道路として、地域住民の通勤・通学等日常を支える重要な役割を果たすとともに、阿南市にある県内でも有数の工業地帯や、徳島市、県南部へのアクセス道路で本路線と並走する県道大林津乃峰線を補完する役割も担っており、さらには、現在建設中の四国横断自動車道阿南四万十線の阿南インターチェンジ（仮称）と接続し、自動車専用道路へのアクセス道路にもなる重要な路線である。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき徳島県防災会議が策定した徳島県地域防災計画（平成27年12月修正）において第３次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時に緊急輸送活動を担う重要な路線に位置づけられている。

このような中にあって、本路線のうち、本件区間は、起業者が平成26年６月に実施した交通量調査では、自動車交通量が9,061台／日となっており、また、平成22年度道路交通センサスによると、混雑度は1.31となっているなど、自動車交通量が多く混雑している状況にもかかわらず、徳島県の道路法施行条例（平成12年条例第51号）が適用するとしている道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良箇所や幅員狭小区間があり、安全、円滑な通行に支障をきたしており、さらには、幅員2.0m程度の歩道が片側にのみ設置されている状況であり、歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）は、車道部分の通行を余儀なくされているなど、交通事故の危険性が非常に高い状況となっている。

本件事業の完成により、必要な幅員の確保及び線形不良箇所の解消が図られる上に、自動車交通と歩行者等の通行が分離されることから、交通混雑が緩和され、交通事故の危険性を低減し、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保に寄与することが認められるとともに、災害時の緊急輸送道路としての機能の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、いずれも環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、シロヒレタビラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ南日本集団、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ヤリタナゴ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広がっており、影響は小さいと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広がっており、影響は小さいと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、幅員狭小及び線形不良箇所を解消し、自転車歩行者道を整備することにより、交通混雑を緩和するとともに交通事故の危険性を低減し、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づき、現道拡幅方式により、本件区間を自転車歩行者道を備えた２車線道路に改築するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、北側拡幅案（以下「申請案」という。）と南側拡幅案の２案について検討が行われている。両案は、工事規模及び工事費が同等であるものの、申請案は、南側拡幅案に比べて、大規模物件が支障にならず、また、支障物件も少ないため、地域住民及び地域経済に与える影響が小さく、全体事業費が明らかに廉価となること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は、車道部の幅員が狭小であり、線形不良箇所も存し、自動車の安全かつ円滑な通行に支障をきたすとともに、自転車歩行者道が整備されていない区間が存し、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしており、また、徳島県が第３次緊急輸送道路に指定していることから、できるだけ早期に自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県阿南市役所管財課